

青梅市図書館の指定管理者の指定について

青梅市図書館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

1 公の施設の名称

青梅市中央図書館

青梅市青梅図書館

青梅市長淵図書館

青梅市大門図書館

青梅市梅郷図書館

青梅市沢井図書館

青梅市小曾木図書館

青梅市成木図書館

青梅市新町図書館

青梅市今井図書館

2 指定管理者となる団体

TRC・オーエンス青梅グループ

構成団体（代表）

東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

株式会社図書館流通センター

構成団体

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号

株式会社オーエンス

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで